所 管 課 名	経営部 企画広報課
件 名	大山市ホームページセキュリティ強化業務
契約内容	犬山市ホームページの配下にある全てのページを常時SSL化し、セキュリティ を強化する業務。
契約期間	契約締結日の翌日から平成31年1月31日まで
契 約 締 結 日	平成30年12月17日
契 約 相 手 方	株式会社フューチャーイン
契約金額	712, 800円
	地方自治法施行令第167条の2第1項
	第1号
	○ 第2号 契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	第3号 障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の 提供を受ける契約をするとき。
根 拠 規 定	第5号 緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。
	第6号 競争入札に付すことが不利と認められるとき。
	第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札 者がいないとき。
	第9号 落札者が契約を締結しないとき。
随意契約の理由 及 業者選定の理由	大山市ホームページは、選定業者が所有するサーバー及びシステムによって運用されている。 本業務は、大山市ホームページ内のすべてのページを、暗号化したデータ通信を利用する(常時SSL化する)ことで第三者による改ざんや盗み見を防止するセキュリティ強化を目的としている。 常時SSL化を実施するにあたり、選定業者が所有する大山市ホームページサーバーにおいて設定作業等を要することから、当該契約は選定業者のみが履行可能であり、その性質が競争入札に適さないことから、選定業者と随意契約を締結するものとする。
その他特記事項	

所管課名	総務課
 件 名	投票用紙専用計数機等の点検
契約内容	選挙を適切に執行するため、投開票事務のため使用する投票用紙専用計数機、投票用紙自動交付機及び封筒自動開封機の点検を行う。
契 約 期 間	契約日から平成30年12月28日まで
契 約 締 結 日	平成30年11月13日
契約相手方	株式会社ムサシ 名古屋支店
契約金額	575, 640円
	地方自治法施行令第167条の2第1項
	第1号 少額随契(1人による見積りとなった場合(契約規則第24条の 3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く))
	○ 第2号 契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	第3号 障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の 提供を受ける契約をするとき。
根拠規定	第5号 緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。
	第6号 競争入札に付すことが不利と認められるとき。
	第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札 者がいないとき。
	第9号 落札者が契約を締結しないとき。
随意契約の理由 及 び 業者選定の理由	点検を行う機器は、選挙にのみ使用する特殊な機器であり、機器を製造した業者に点検を行わせることが適切であるため。
その他特記事項	

所 管 課 名	経営部 情報管理課
名	マイナンバーカード等の記載事項の充実対応業務(平成30年度分)
契約内容	・既存住基システム改造仕様書第6.7版(FAQ含む)に基づき、既存住基システム 改修・テストを行う。 ・現行の既存住基システムのカスタマイズ内容の確認を行い、必要な改修を行 う。 ・制度開始に向けた運用・操作研修を行う。
契 約 期 間	平成30年11月1日から平成31年3月25日まで
契 約 締 結 日	平成30年10月30日
契約相手方	日本電気株式会社 東海支社
契約金額	9, 342, 000円
	地方自治法施行令第167条の2第1項
	第1号 少額随契(1人による見積りとなった場合(契約規則第24条の 3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く))
	○ 第2号 契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	第3号 障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の 提供を受ける契約をするとき。
根 拠 規 定	第5号 緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。
	第6号 競争入札に付すことが不利と認められるとき。
	第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札 者がいないとき。
	第9号 落札者が契約を締結しないとき。
随意契約の理由 及 び 業者選定の理由	住民情報システムはパッケージシステムであり、その内容は公開されておらず、 対応することはシステムの構築を行うを行った事業者に限られるため、当該契約 の性質が競争入札に適さないことから、システム導入事業者と随意契約の方法に よる契約を締結するもの。
その他特記事項	

所 管 課 名	経営部 情報管理課
—	
件 名	地方税共通納税システム導入に伴う基幹システム改修業務(平成30年度分)
契約内容	地方税における電子納税の推進を図ることを背景に、地方税電子化協議会が地方 税共通納税システムを構築し、2019年10月からの運用開始される。地方税 共通納税システムの合わせて、基幹システムの機能改修業務を委託する。
契約期間	平成30年12月3日から平成31年3月25日まで
契 約 締 結 日	
契約相手方	日本電気株式会社 東海支社
契約金額	2, 732, 400円
	地方自治法施行令第167条の2第1項
	第1号 少額随契(1人による見積りとなった場合(契約規則第24条の 3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く))
	○ 第2号 契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	第3号 障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の 提供を受ける契約をするとき。
根 拠 規 定	第5号 緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。
	第6号 競争入札に付すことが不利と認められるとき。
	第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札 者がいないとき。
	第9号 落札者が契約を締結しないとき。
随意契約の理由 及 び 業者選定の理由	住民情報システムはパッケージシステムであり、その内容は公開されておらず、 対応することはシステムの構築を行うを行った事業者に限られるため、当該契約 の性質が競争入札に適さないことから、システム導入事業者と随意契約の方法に よる契約を締結するもの。
その他特記事項	

所管課名	経営部 情報管理課
件 名 —————	財務会計システムソフト保守業務
契約内容	財務会計システム及び公会計システムの維持、管理、運用支援に係る業務本市の財務会計システム及び公会計システムの維持、管理、運用支援定例会議の開催、財務会計システム及び公会計システムの修正プログラム適用、定期的なログ確認等による財務会計システム及び公会計システムの維持、管理あいち電子自治体推進協議会等によるセキュリティ監査指摘事項への対応システムトラブル時の復旧、問い合わせ対応等の運用支援
契約期間	平成30年10月1日から平成31年3月31日まで
契約締結日	平成30年10月1日
契 約 相 手 方	株式会社三重電子計算センター
契約金額	1, 415, 880円
	地方自治法施行令第167条の2第1項
	第1号 少額随契(1人による見積りとなった場合(契約規則第24条の 3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く))
	○ 第2号 契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	第3号 障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の 提供を受ける契約をするとき。
根拠規定	第5号 緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。
	第6号 競争入札に付すことが不利と認められるとき。
	第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札 者がいないとき。
	第9号 落札者が契約を締結しないとき。
随意契約の理由 及 び 業者選定の理由	本システムはパッケージシステムであり、その内容は公開されておらず、プログラムの不具合を修正するために提供される緊急・定期的な修正プログラムを取得し、適用することやメンテナンス等を行うことは導入を行った事業者に限られるため、その性質及び目的が競争入札に適さないことから、システム導入事業者と随意契約の方法による契約を締結するもの。
その他特記事項	

所管課名	議事課
件 名	市民との意見交換会記念講演会業務委託
契約内容	平成31年1月20日(日)開催の市民との意見交換会での記念講演会において、講演会講師を業務委託するもの。
契約期間	平成31年1月20日
契 約 締 結 日	平成30年12月13日
契約相手方	気象予報士 石橋 武宜
契約金額	200, 000円
	地方自治法施行令第167条の2第1項
	第1号 少額随契(1人による見積りとなった場合(契約規則第24条の 3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く))
	○ 第2号 契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	第3号 障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の 提供を受ける契約をするとき。
根拠規定	第5号 緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。
	第6号 競争入札に付すことが不利と認められるとき。
	第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札 者がいないとき。
	第9号 落札者が契約を締結しないとき。
随意契約の理由 及 業者選定の理由	毎年開催している市民との意見講演会において、今年度は記念講演会を開催し、その後分科会として各常任委員会と市民との意見交換の場を設けることとなった。 昨今の異常気象や災害のニュースを目にする機会も多く、本市においても水害等、身近に発生していることから、市民の関心の高い気象に関することを分かりやすく講演していただくため、気象予報士の石橋氏を選定。 石橋氏については、気象予報士として気象に関する専門知識を有しており、ニュース番組(中京テレビ)での天気予報のコーナーの出演等により、市民に知名度もあり、また愛知県出身であり、本市周辺の地域を想定しての講演をしていただけることから、随意契約を締結するもの。
その他特記事項	講演日の天候の状況によって、当日キャンセルの可能性有

所 管 課 名	市民部の税務課
件 名	大山市統合型GIS固定資産管理データ更新業務
契約内容	当市が全庁的に運用をしている統合型GISシステムについて、現在の固定資産管理データは平成27年度データのため、平成30年度評価替え後の固定資産管理データ(新規路線価データ、画地データ等)に更新する業務
契約期間	平成30年10月26日から平成31年3月29日
契 約 締 結 日	平成30年10月26日
契 約 相 手 方	日本電気株式会社 東海支社
契約金額	1,285,200円
	地方自治法施行令第167条の2第1項
	第1号 少額随契(1人による見積りとなった場合(契約規則第24条の 3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く))
	○ 第2号 契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	第3号 障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の 提供を受ける契約をするとき。
根拠規定	第5号 緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。
	第6号 競争入札に付すことが不利と認められるとき。
	第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札 者がいないとき。
	第9号 落札者が契約を締結しないとき。
随意契約の理由 及 び 業者選定の理由	見積徴収業者である日本電気株式会社東海支社は、当市が既に導入している統合型GISシステムの保守請負業者であるため、当該システムのデータ更新に精通しており、効率的かつ効果的に業務を遂行する能力を有しているため、随意契約を締結するものです。
その他特記事項	

所管課名	都市整備部 土木管理課
件 名	道路雪氷対策業務委託
契約内容	凍結防止剤散布工等 一式
契約期間	平成30年12月1日 ~ 平成31年3月31日
契約締結日	平成30年11月30日
契約相手方	㈱いしだ建設、㈱アサイ建設、㈱丹羽建設、葉山建設㈱、中京開発㈱、勝建設㈱
契約金額	準備・後片付け:63,100円/1回、作業面積:148円/10㎡、運行距離:2,480円/1km
	地方自治法施行令第167条の2第1項
	第1号 少額随契(1人による見積りとなった場合(契約規則第24条の 3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く))
	○ 第2号 契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	第3号 障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の 提供を受ける契約をするとき。
根拠規定	第5号 緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。
	第6号 競争入札に付すことが不利と認められるとき。
	第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札 者がいないとき。
	第9号 落札者が契約を締結しないとき。
随意契約の理由 及 び 業者選定の理由	本業務は、市内にて降雪があり道路の雪氷対策が必要な場合に行うもので、緊急性があり早急に対応する必要があります。朝、昼、夜、夜間といつでも動ける体制が必要なため、対応するエリアを調整し業者と委託契約することで、早期対応と適切な施工が確保できることから、事前にそれぞれ随意契約するものです。
その他特記事項	明い合わせた 初末数供却 十十倍四浬

所管課名	都市整備部 水道課
 件 名	大山配水場側溝浚渫及び汚泥処理業務委託
契約内容	大山配水場西側の道路側溝に汚泥が堆積し排水の妨げとなっているため、堆積している汚泥の吸引及び処理業務を委託。
契約期間	平成30年10月1日から平成30年10月19日
契 約 締 結 日	平成30年10月1日
契約相手方	五曂建設(株)
契約金額	202, 068円
	地方自治法施行令第167条の2第1項
	第1号 少額随契(1人による見積りとなった場合(契約規則第24条の 3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く))
	第2号 契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	第3号 障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の 提供を受ける契約をするとき。
根拠規定	○ 第5号 緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。
	第6号 競争入札に付すことが不利と認められるとき。
	第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札 者がいないとき。
	第9号 落札者が契約を締結しないとき。
随意契約の理由 及 び 業者選定の理由	場内の雨水等の排水が出来ず滞留し、側溝から溢水して隣地に影響する可能性が あったことから、一刻も早い対応が必要であった。そういった状況の中で、迅速 に業務を実施できる業者を選定したものである。
その他特記事項	